

# 近江八幡市一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

～低所得世帯等を対象に、一時預かり事業の利用料の一部を補助します～

## 対象

保育所等に在籍していない0歳児から2歳児までの児童

## 要件

◆ 利用日時点で近江八幡市に住民登録のある方（保護者および児童）

◆ 次の①～③に当てはまる方

① 生活保護世帯

② 市町村民税非課税世帯

③ 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯

※所得判定は、利用日が4月から5月の間は前年度の、6月から翌年3月までの間は当年度の市町村民税により判定します。

## 補助額

・・・ 一時預かり利用料の半額

≪補助上限額（日額）≫ ※児童1人当たり

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| ① 生活保護世帯              | 3,000円 |
| ② 市町村民税非課税世帯          | 2,400円 |
| ③ 市町村民税所得割が7万7,101円未満 | 2,100円 |

## 申請方法

利用児童の保護者が一時預かり利用料を施設へ全額支払い後、市へ補助申請をし、償還払いを受けていただきます。



## 必要書類

(1) 近江八幡市一時預かり利用者負担軽減事業助成金申請書兼請求書

(2) 領収書

その他、要件によって追加書類を  
お願いすることがあります。

## 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日利用分（申請期限：令和8年3月31日まで）

<お問合せ>

近江八幡市役所 こども家庭センター

TEL 0748-36-5562 FAX 0748-32-6518